

(参考) 主な公共事業における費用負担・受益者負担等の規定例

国が指定・整備・管理等を行う施設等における費用負担に係る一般的な規定又は受益者負担の規定があるもののみ掲載

施設等名	関係法令	負担等の内容	事業執行者/管理者 (a)	(a)以外の負担者 (b)	負担者に係る 根拠規定	(a)の負担割合	(b)の負担割合	負担割合に係る 根拠規定	備考
一般国道	道路法	工事費 (新設又は改設)	国	都道府県	法第50条第1項	2/3	1/3	法第50条第1項	
		管理費 (維持、修繕、その他) 指定区間内	国	都道府県	法第61条第2項	5.5/10	4.5/10	法第50条第1項	
一級河川	河川法	管理費	国	都道府県	法第60条第1項	1/2	1/2	法第60条第1項	
		工事費	河川管理者	河川工事により著しく 利益を受ける者	法第70条第1項	-	利益を受ける限度に おける費用の一部	政令(未規定)	
海岸保全施設	海岸法	工事費 (新設、改良又は災害復旧)	国 (主務大臣)	海岸管理者 (地方公共団体)	法第26条第1項	2/3	1/3	法第26条第1項	
		工事費	海岸管理者 (地方公共団体)	海岸保全施設に関する 工事によって著しく利 益を受ける者	法第33条第1項	-	利益を受ける限度に おける費用の一部	条例	
砂防設備	砂防法	維持・管理・工事費	国 (国土交通大臣)	都道府県	法第14条第1項	2/3	1/3	法第14条第2項	
港湾施設	港湾法	工事費	港湾管理者 (港務局、地方公共団体)	港湾工事によつて著し く利益を受ける者	法第43条の4	-	利益を受ける限度に おける費用の一部	規定無し	
農用地等 (国営土地改良事業)	土地改良法	事業費	国	都道府県	法第90条第1項	事業内容により変動	事業内容により変動	令第52条第2項	都道府県は、条例により負担 金の全部又は一部を受益者か ら徴収できる(法90条第2 項)。
保安林	森林法	保安林指定に伴う損失補償	国又は都道府県	保安林の指定によつて利 益を受ける地方公共団 体その他の者	法第36条第1項	-	受ける利益の限度にお ける費用の全部又は 一部	法第36条第1項	
保安施設	森林法	事業費	国	都道府県	法第46条	2/3以上	1/3以内	法第46条	
漁港施設等 (特定漁港漁場整備事業)	漁港漁場整備法	事業費	国	漁港管理者 (地方公共団体)	法第20条第1項	55/100～80/100	20/100～45/100	令第3条第1項	
漁港		維持管理費	漁港管理者 (地方公共団体)	漁港の利用者	法第35条	-	-	漁港管理規定	
国営公園(イ号公園)	都市公園法	工事費・管理費 (設置及び管理に要する費用)	国	都道府県	法第12条の3第 1項	5.5/10～2/3	1/3～4.5/10	施行令第22条	
国立・国定公園における 公園事業	自然公園法	執行に要する費用	国	地方公共団体	法第45条	-	受益の限度における 費用の一部	法第45条	
			国又は地方公共団体	公園事業の執行により 著しく利益を受ける者	法第46条	-	受益の限度における 費用の一部	法第46条	